

## LP ガス価格高騰対策事業（第2弾）に係る Q&A

質問	回答
<p>Q1:様式第5号実績報告書兼精算払請求書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手数料の算出の欄で、値引きした消費者の数に100円を掛けた金額を記入すればよいのか。<u>上限20万円を超えた場合は、20万円と記入するのであれば、その旨注意書きを入れて欲しい。</u></li> </ul>	<p>すべての一般消費者等について、値引き額が1,200円の場合と値引き額が1,200円未満の一般消費者等を含む場合とexcelシートが区分されており、それに応じて記入願います。excelシートを利用する場合は、20万円を超える場合は、自動で20万円と表示されますので、対応不要ですが、excelシートを利用しない場合は20万円を超える場合は20万円と記入をお願いします。</p>
<p>Q2:チラシの配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前周知は、県協会を用意した<u>チラシを必ず配布しなければならないのか。</u></li> </ul>	<p>チラシの配布は必須ではありません。各事業者の状況に応じて効率よい方法で事前周知をお願いします。</p>
<p>Q3:別紙1「長野県LPガス価格高騰対策事業支援金（第2弾）制約事項等同意書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書に□（チェック欄）があるが、交付申請の際に、<u>同意書にチェックをして様式第1号と一緒に提出が必要か。</u></li> </ul>	<p>誓約事項等同意書（別紙）について、交付申請書（様式第1号）のチェック欄にチェックをすることで、「要領」に基づき同意したとみなしますので、同意書（別紙）を添付していただく必要はありません。</p>
<p>Q4:第1弾交付申請書の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売事業者が第1弾交付申請書を確認することになっているが、第2弾の交付申請の際に交付申請書と一緒に第1弾交付申請書も添付が必要か。</li> </ul>	<p>第1弾の交付申請書は「販売事業者情報、申請者情報、振込先情報、値引きをする消費者数」について変更がないか確認をお願いするために送付しているものですから、交付申請の際には添付は不要です。</p>
<p>Q5:様式第1号「長野県LPガス価格高騰対策事業支援金（第2弾）交付申請書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書の「2.販売事業者情報、申請者情報、振込先情報について、第1弾から変更がある場合とは、<u>消費者の増減がある場合についても変更として申請が必要か、必要な場合必要な添付書類は何か。</u></li> </ul>	<p>消費者数は「実績報告書兼精算払請求書（様式第5号）」により確認をいたしますので、「交付申請書（様式第1号）」では、消費者数に大幅な増減（概ね2割以上の戸数変動）があった場合のみ変更内容に記入願います（事業費の総額を事前に把握したいため、ご協力をお願いします）。また、添付書類はとくに必要ありません。</p>

※事業に対する要望は省略し内部共有のみとしています。

[11月5日説明会分]

<p>Q6:値引き対象者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1弾では、公民館の料金で市町村が請求先になっているものは、値引き対象外と言われた。第2弾でも同様の取り扱いか。</li> </ul>	<p>第2弾においては、請求先により区分する規定はなく、市町村が請求先となっている場合であっても直接住民の用に供する施設であれば値引きの対象となるので、公民館の使用実態を確認のうえ判断をお願いしたい。</p>
<p>Q7:値引き対象者について(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1弾では、相続等で世帯主の変更に伴い、顧客コードが申請時と精算時で変更になった場合は対象外とされた。第2弾でも同様の取り扱いか。</li> </ul>	<p>第2弾においては、顧客コードが変更になった場合を対象外とする規定はないため、相続等で世帯主が変わったことがわかる書面があれば、対象者とできる。</p>

<p>Q8:手引き2(5)の解釈について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年6月1日に新規契約した消費者は支援対象外か</li> </ul>	<p>指定した期間内に使用していた消費者が対象なので、6月1日に新規契約した消費者は対象外となる。</p>
<p>Q9:手引き2(5)の解釈について(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年10月から令和6年5月の間に長野県内の別の事業者と契約し、LPガスを使用(県内で使用)していた消費者は、対象となるとのことだが、その場合、前の事業者を利用実績証明をしてもらう必要があるか</li> </ul>	<p>前契約販売事業者から使用実績リストを提供してもらうなど、使用していたことを証明できる書類が必要。事業者同士協力し合って対応をお願いしたい。また、消費者から対象期間の請求書または領収書の控えをもらうこともひとつの選択肢。</p>
<p>Q10:申請様式について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式はどのように入手すればよいか</li> </ul>	<p>データについては県LPガス協会のホームページでダウンロードできる。また、インターネット環境がない場合は、第2弾の案内を、全事業者に郵送しているので、このなかの様式集を活用していただきたい。なお、郵送物が届いていない場合は支援事務局へ問い合わせていただきたい。</p>
<p>Q11:当社では、メールは使用していないが、申請書は郵送でよいか</p>	<p>郵送でもよい</p>
<p>Q12:第1弾では、対象期間内に3,000円以上使用していたものの、値引き期間内に3,000円未満の使用料だった消費者の値引きをしなかった(値引き対象者と解釈していた)</p>	<p>対象期間内に合計1,200円以上使用していれば、値引き期間内の請求額が1,200円に満たない場合でも対象となる。</p>
<p>Q13:手引き4(3)②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>値引きの確認書類として、いくつか例示されているが、そのうちの一つを提出すればよいか、複数提出しなければならないか。</li> <li>第1弾では14条書面の提出もあわせて求められたが、第2弾でも同様か。</li> </ul>	<p>値引きの事実確認書類については、基本的にはいずれか1つの提出でよい。ただし、場合によっては、複数の書類(14条書面含む)を求めることもあるので、その際にご協力をお願いしたい。</p>

※事業に対する要望は省略し内部共有のみとしています。